

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

1. 背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 7 年法律第 35 号）第 8 条において、建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者（これらを以下「適判資格者等」という。）の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止（令和 7 年 12 月 1 日施行）を行ったことにあわせて、適判資格者等の登録申請等について、令和 7 年 12 月 1 日より国家資格等情報連携・活用システム（以下「国家資格システム」という。）を利用したオンライン申請の受付を開始することとしているところ。

それに伴い、国家資格システムを利用してオンライン申請があった場合にあっては、当該システムから出力される登録証（以下「デジタル登録証」という。）を交付することを可能とする改正を行う必要がある。

さらに、オンライン申請による場合の適判資格者等の登録等に係る手数料については、国家資格システムを利用したオンライン決済（インターネット上でクレジットカード又は二次元コード等を利用したもの）による納付が可能となるよう、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和 4 年国土交通省令第 85 号）の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

（1）適判資格者等のデジタル登録証の交付について

現行において、適判資格者等に交付する登録証は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）に定める別記第 52 号様式等によるものと定められているところ、オンライン申請があった場合にあっては、当該様式等による登録証ではなく、当該様式等と同じ記載事項を備えたデジタル登録証を交付することを可能とする改正を行う。

<参考 1級建築基準適合判定資格者のデジタル登録証イメージ図>

建築基準適合判定資格者資格証	
氏名	国土 省子
生年月日 Date of birth	1987/01/02
登録番号 No.	3000005
登録年月日 Date of registration	2025/08/20
発行年月日 Date of issue	2025/08/20



申請者本籍地	茨城県
旧姓	
建築基準適合判定区分	一級
公文書	建築基準法第77条の58第1項の規定により、建築基準適合判定資格者の登録を受けたことを証する。
役職	国土交通省〇〇局長
交付者名	〇〇 〇〇

(2) 適判資格者等に係る登録手数料のオンライン決済について

適判資格者等の登録等に係る申請をオンラインにより行った場合において、登録手数料の納付方法としてオンライン決済（※）を可能とする改正を行う。

(※) 令和7年12月1日以降、国家資格システムを利用したオンライン決済が可能となる予定

(3) その他

その他、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 令和7年11月中旬頃

施行 令和7年12月1日